

市内保育施設
保護者の皆様へ

市内保育施設における風水害発生時等の対応について（その2）

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
また、標記の件におけるアンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和2年8月27日付でご案内した、市内保育施設における風水害発生時等の対応に対する、保護者の皆様から対応基準に対する様々なご意見・ご要望等をいただいたことから、「Q&A」（裏面）として整理しましたのご案内いたします（立川市ホームページからもご確認できます）。

保護者の皆様におかれましては、引き続き風水害発生時等の対応についてご理解いただくとともに、家庭保育へのご協力も併せてお願いいたします。

（立川市ホームページ QRコード）



アドレス

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/kosodate/kosodate/hoikuen/ninka/sinaihoikusisetufuusugaihasseijinadonotaiou.html>

【参考】保護者アンケート結果概要（調査期間 R2. 8. 27～9. 16）
《回答数》
・ホームページ …44件（無回答・重複含む）
・アンケート用紙 …39件
《回答内容》
・「賛同する」内容… 14件
・「特にない」内容… 23件
・「意見要望あり」… 39件
・「無回答」（空欄）… 7件

（問い合わせ）

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-528-4322

e-mail:hoiku@city.tachikawa.lg.jp

（裏面へ続く）

市内保育施設における風水害発生時等の対応について Q&A (令和2年10月1日現在)

No.	問	答	備考
1	なるべく早い段階で臨時休園の決定をしてほしい。	台風等の進路予報等により、直前の判断も予想されますが、関係機関との連携を取り、できるだけ早い段階で決断し、周知するよう努めます。	
2	休日の場合も含め、保育施設から保護者への周知は的確に行われますか。	緊急時のメールシステム等が整備されていない施設では、電話やお迎えに来られた際に周知することが想定されます。連絡漏れがないよう各施設へ要請します。 また、「立川市ホームページ」や「立川市見守りメール」等を活用し周知に努めます。 保護者の皆様におかれましては、各施設からの緊急連絡等にご対応いただけるよう事前に確認願います。	
3	特別保育を利用できる保護者の職業等に基準はありますか。	風水害発生時等においても、事業の継続が必要と考えられる職種が対象と考えており、仕事の都合等、やむを得ず保育が必要となる場合を想定しております。	
4	特別保育の申請方法はどのような方法ですか。	利用する前日までに、在籍園へ特別保育の利用について口頭や電話、書面等で行う予定です(書類の提出等を求める場合は、各施設の方法に従ってください)。	
5	特別保育とはどういう内容ですか。	風水害発生時等において、一定程度の警戒が必要となる状況が想定される場合、原則、臨時休園とさせていただきますが、保護者の就労等によりやむを得ず保育が必要な場合、原則、在籍園で特別保育を実施します。特別保育を利用する場合は、利用日の前日までに在籍園へお申し出くださるようご協力願います。 また、被害状況等により在籍園での保育が困難な場合は、同一法人施設や近隣の公立保育園にて「代替保育」の実施も検討します。職員の配備体制等も考慮し、在籍園の担当保育士等が代替施設へ赴き保育を実施する場合や、お弁当の持参をお願いすること等が想定されます。保護者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますがご理解ご協力をお願いします。	
6	特別保育を申請した全員を受け入れてほしい。	可能な限り申請された方を受け入れるよう努めますが、被害の程度や交通機関の乱れ等から、保育士含め、職員態勢が整わず、受け入れる園児数を調整したり、受け入れをお断りする場合も想定されますのでご理解願います。なお、家庭保育が可能な場合は登園をお控えくださるようご協力願います。	
7	午前6時から開園までの間に臨時休園が決まった場合、どうしたらいいのでしょうか。前日までに特別保育の利用申請は可能なのでしょうか。	台風等の進路予報等により、直前の判断も予想されますが、関係機関との連携を取り、できるだけ早い段階で決断し、周知に努めます。また、特別保育についても、できるだけ早い段階での把握に努めます。 前日までに防災情報等が発令されていない場合でも、関係機関との連携を取り、当該日における臨時休園の有無等、ある程度の方向性については、できるだけ早い段階でお示しするよう努めますので、前日までに特別保育の利用について各施設へ連絡するようご協力願います。	
8	避難情報の発令等を伴わない台風などの場合でも休園となりますか。	市からの避難情報等の発令や、気象庁等から「特別警報」等の防災気象情報の発表を伴う場合に、臨時休園するかどうか判断いたしますが、園児や職員の安全確保が困難な状況となる場合等、その状況に応じ判断する場合がありますのでご理解願います。	
9	風水害時に外に出られずお迎えに行けない場合、どのような対応になるのですか。	お迎えの要請を受けた際は、気象状況や交通機関の運行状況等を踏まえ、外に出られない状況になる前に、早めにお迎えに来られるようご協力願います。	
10	「開園時間前に発令等が解除されても、しばらくは警戒が必要なため終日休園とする。」とありますが、台風が通過すれば、その後の危険は少ないと思われるので、発令が解除された時点で開園できませんか。	台風に対する警戒レベルや通過後の気象状況等にもよりますが、園児や職員の安全確保を考慮し、開園時間前に発令等が解除されてもしばらくは警戒が必要な状況にあるため、終日休園とさせていただきます。	
11	警戒レベルによる休園の判断は、立川市全体に同レベルの警報が出た場合なのですか。地域ごとに避難指示が発令される場合も立川市全体で休園にするのですか。	原則、市内保育施設全体で臨時休園とすることを想定しておりますが、洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設等に対しては、個別に対応する場合も想定します。	
12	在園中に警報等が発令され、職場からの移動が困難となった場合は、お迎えが可能になるまで園児を保護してもらえますか。	お迎えに来られるまで、園児の保護に努めます。保護者の皆様におかれましては、可能な限り早めにお迎えに来られるようご協力願います。	
13	他市の保育園の対応も統一してほしい。	厚生労働省が示す臨時休園のあり方として、臨時休園の判断は、保育の実施主体である各市区町村の判断によることとされており、また、地理的・地形的な条件等により、地域によって被害想定も異なることから、他市も含めた統一的な対応は難しいと考えております。	
14	臨時休園のため欠席した場合の保育料はどうなりますか。	現時点では、欠席日数に応じた保育料の減額等はありません。	